

2021年度事業計画書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

I 概況と基本方針

1. 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月並びに翌年1月の2回にわたり「緊急事態宣言」が発令される等、国内・国外の社会・経済ともに非常に厳しい環境であった。このため、7月に東京オリンピック・パラリンピックが開催予定であったが1年延期されることとなった。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は開始されたが、罹患者数は高止まりの傾向にあつて、収束の目途は立っておらず、このことから国内・国外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

2. また、世界的なSDGsの取組や脱炭素化の流れの中、昨年10月に菅総理によるカーボン・ニュートラル宣言を受け政府は、「グリーン成長戦略」を策定する等、ガス業界を始めエネルギー産業は本格的なビジネスの転換を迫られることとなった。

3. コミュニティガス事業にあつては上記の他に、人口の減少傾向や少子高齢化に加え、消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。

このような中、協会は、2020年度に節目となる設立50周年を迎えた。本年度は、コミュニティガス事業の次のステップとなる重要な年度と認識し、向後50年に向けたあり方を模索しつつ普及促進策を検討する。

II 事業の概要

上記の基本認識のもと、本年度の事業計画は、国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の考え方も考慮のうえ策定し、コミュニティガス事業においては、次に掲げる諸目標が該当すると考えられることから、会員事業者においては、それらの目標も考慮し業務遂行するよう会員事業者への周知・啓発を図るものとし、以下の諸事業を実施する。

- ・ SDGs目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」
- ・ SDGs目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」
- ・ SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」
- ・ SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 国からの要請への対応

協会の業務及び会員事業者に係る国からの要請があつた場合には、速やかに会員事業者へ周知し、啓発する。

(2) 理事会、委員会等への対応

感染拡大防止のため、内容に応じ、リモート会議システム又は書面審議を積極的に利用して開催する。参集しての開催が必要な場合には、十分な感染防止策を講じた上で開催する。

(3) 協会主催の講習会への対応

協会が主催する各種講習会については、開催予定時期における感染の流行を鑑み、開催する場合には、十分な感染防止策を講じた上で実施する。

また、登録調査員再講習会及びPE管配管作業資格者再講習会については支部の状況及び講習対象者の利便性も考慮し、2020年度と同様に自宅学習方式又は資格有効期間の延長により引き続き対応する。

(4) その他

新型コロナウイルスによる感染状況を踏まえ、必要な対応が求められる場合には、その対応内容を検討し、周知・要請する。

2. 新ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

ガス小売全面自由化5年目となり、旧一般ガスの大手3事業者も経過措置が解除される見込みとなっている。新ガス事業制度はほぼ定着したと思われるが、ガス事業法遵守のため、引き続き、会員事業者に対し講習会・協会HP等を通して周知及び支援を行う。

(1) ガス事業法における規制や手続等の周知徹底

- ① コミュニティーガス事業における、ガスの小売営業に関する指針や確実な行政報告及び手続等について、引き続き周知を図る。
- ② 改正ガス事業法に係る手引書やQ&Aなどを作成し、会員事業者の理解を深める。
- ③ ガス事業制度検討WG等、関係諸会議をフォローし、必要に応じ対応する。
- ④ コミュニティーガス事業における技術・保安の規制内容に関し、必要に応じ、会員事業者へ周知・啓発する。
- ⑤ 技術・保安の図書類の改訂を実施し、必要に応じ、会員事業者へ周知・啓発する。

(2) 経過措置料金規制が課された団地への継続的な対応支援

経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成など、引き続き会員事業者を支援する。

3. 将来の検証作業等に向けた対応

今後見込まれる検証作業や制度見直し等に向け、制度運営の実態や問題点を把握する等、必要な調査・検討を行う。

4. 次期ガス安全高度化計画の周知・啓発

2021年度よりスタートする次期ガス安全高度化計画（以下「ガス安全高度化計画」という。）について、保安講習会等の機会を通じて会員事業者として引き続き取り組むべきアクションプラン及び新たに設けられたアクションプラン等について周知・啓発する。

また、当該計画に新たに盛り込まれる大規模な台風・豪雨等に対する諸対策を考慮した内容を加味した「災害対策マニュアル（仮称）」の策定を目指す。

5. ガス事故防止対策

会員事業者に対して、ガス安全高度化計画の諸対策の確実な実施について保安講習会や保安関係諸運動を通して周知・啓発を行うとともに、以下に示す事故の撲滅を目指して保安の確保に努めるよう啓発する。

(1) 特定製造所におけるヒューマンエラー事故防止

供給支障事故の原因の一つでもある配送管理者・配送担当者間の相互確認ミスの防止については自社のみならず委託先の従業員も含めた訓練の徹底等、実践的な教育を保安講習会等の機会を得て会員事業者に要請するほか、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された保安教育の再徹底についても会員事業者に要請し、啓発する。

(2) 他社工事における事故防止

ガス安全高度化計画のアクションプランに示された他工事業者への啓発活動強化策に沿うことを目指し、経済産業省作成の周知チラシの活用等を保安講習会の機会等を得て会員事業者に周知・要請する。またこれに合わせて、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」を会員事業者へ周知し、類似事故の防止を啓発する。

(3) 導管工事における事故防止

火傷や酸欠等の人身事故防止を目指し、適切な施工管理と施工方法の選択と実践を保安講習会等の機会を得て会員事業者に要請することに加え、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された人身事故の主原因である着火リスクを考慮した取組に注力する。

(4) 消費機器に係る事故再発防止

- ① 消費機器に係る事故を防止するため、保安業務規程に基づき消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関して保安講習会等を通して会員事業者に要請する。
- ② 不完全燃焼防止装置が付いていない消費機器については、需要家に対して安全型機器への取替を引続き要請するとともに、引続き警報器類の設置促進を図る。
- ③ BF式風呂釜の異常着火事故に対しては、保安向上キャンペーン等のツールを活用して需要家への正しい使用方法の周知を継続するほか、最新型機器への買い替えの要請を引続き実施する。
- ④ 上記の他、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された業務用厨房における事故防止対策の検討についてが、随時周知・啓発する。

6. 保安関係諸運動の展開

(1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

保安向上キャンペーン運動期間を重点期間とし、ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、CO警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、ガス事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

(4) 保安向上キャンペーン（運動期間：6月から8月まで）

供給部門における他社工事に起因するガス事故件数が多い割合を占めること並びに導管工事におけるガス事故では死傷者が発生するケースがあることから、その再発防止として、他社工事事業者への事前照会の徹底や導管工事における適切な工事管理の徹底等に関するツールを作成し、社内保安教育又は保安講習会等を通して広く啓発することにより、保安の向上に努め、事故撲滅を図る。

7. 経年管対策及びガス工作物の維持管理

(1) 経年埋設管の計画的改修

① 事業者資産の導管改修

既に相当程度に対策が進められ、残存する多くの経年管は大手・中堅事業者が保有しており、今後も一定の進捗が期待できるが、引き続き的確なリスク評価に基づく優先順位付けと、導管損傷の殆どがネジ継手部であった東日本大震災等の教訓も踏まえ、耐震性をも考慮した計画的な改修を進めるよう促す。

② お客様資産の内管改修

i) 経年埋設内管を抱えるお客様に対し、内管改修への理解と協力を得るべく、計画的な工事の事前通知とともに、チラシ等による丁寧な説明により折衝するよう、各事業者に要請する。

ii) 公営住宅に係る導管（本支管・供内管）に関しては、地方自治体の厳しい財政状況下ではあるが、保安確保の立場から優先的に対策を推し進めるよう、国の広報支援も活用して地方自治体に要請・折衝するよう促す。

(2) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際にはサイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請する。

また、今後加速することが予想される「スマート保安」技術の導入等によるガス工作物の維持管理等について国、関係団体等との検討に参画するとともに、必要に応じ会員事業者へ当該技術の導入に関し周知・啓発を行う。

8. 防災体制の整備・充実

(1) 自然災害への対策

- ① 近年では台風・豪雨等による甚大な被害をもたらす自然災害の発生頻度が高まってきたことから、昨年度に引き続き、過去の大規模自然災害における対応事例並びに「地震防災対策マニュアル」、更にガス安全高度化計画の災害対策に係るアクションプランに基づき、保安講習会等を通して会員事業者にも更なる自然災害への対策の推進を要請する。
- ② 「地震防災対策マニュアル」として地震や津波又は液状化に対するマニュアルを示しているが、前述の台風・豪雨等への対策についても保安の確保に資するよう引き続き検討し、「災害対策マニュアル（仮称）」の策定を目指す。

(2) 防災体制の整備と防災訓練の実施

- ① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。
- ② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、引き続き、形式的なものとすることなく、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発する。

9. 経営基盤の強化

人口減少・少子高齢化さらに省エネルギー政策の進展により、調定件数や単位使用量が減少傾向にある中で、関係団体とも連携して情報提供を行い、ガス需要の確保や積極的な機器販売への取組み等を促す。また、必要に応じポスター・チラシ等を作成配布し、コミュニティガス事業の周知を図る。

(1) 収益基盤の強化

- ① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、業界を横断した活動について情報提供するとともに、ガス需要開発に資するセミナー等への参加を促す。
また、レジリエンス強化が求められる中、国が普及促進を図るエネファームについて、エネファームパートナーズやコージェネ財団等から得た情報を提供するとともに、「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し、認知度向上を図る。
- ② 建替・リフォーム時のガス需要の確保に資する提案やガス機器販売促進を図るため、国の支援事業として年々広まっている省エネ住宅「ZEH」等の情報を提供する。
- ③ 新たなコラボレーションの検討。

(2) コミュニティガス事業の普及促進

- ① コミュニティガス団地が、クリーンな原料を用いてレジリエントな街を形成しており、またLPガスの配送効率化に寄与し、SDGsの達成や地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現に貢献していることを周知・広報する。
- ② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援。

- ③ 全国に広がるコンパクトシティ構想関連等、コミュニティーガス事業の新たな採択につながる情報提供を行う。

10. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。
- (3) G&Eみらい企業年金基金の普及促進を支援するため、協会報「コミュニティーガス・ニュース」への定期的なPR記事の掲載、説明会の場の設定等の協力を行う。

11. 表彰等

- (1) ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。
- (2) 協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。
- (3) 永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

12. 協会運営と広報活動

- (1) 業務の効率化を推進するため、電子決済を導入する。
- (2) 現在のコロナ禍等を含めた不測事態に対処するため、リモート会議の更なる推進を図る。
- (3) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。
- (4) “コミュニティーガス”の認知度の向上を図るため、ホームページの一層の充実を図り、会員事業者及びお客様に対し、タイムリーな情報を提供するとともに理事会等資料の電子媒体化をさらに推進する。
- (5) 業界専門紙等に対する的確な情報の提供を図り、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。
- (6) 事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

13. 協会設立50周年に関する対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または延期とした記念事業を下記のとおり実施する。

- (1) 記念表彰
2021年6月に開催する定時総会時に実施する。
- (2) 記念講演
2021年6月に開催する定時総会時にリアル及びリモート配信等で実施する。
- (3) 50周年史
2021年9月末を目途に「コミュニティーガス事業50年の歩み（仮題）」を発刊する。

(4) 記念品

正・準・賛助会員事業者に配布できるよう準備する。

以 上



(国連HPより)